神戸市監査委員細川明子様同大澤和士様同福本富夫様同菅野吉記様

高羽財産区管理者 神戸市長 久元 喜造

財産区における財務事務等に関する住民監査請求の 監査結果に基づき講じた措置について(通知)

令和6年8月26日付け神監2第21号にて勧告がありました標記の件について、 地方自治法第242条第9項の規定により下記のとおり必要な措置を講じましたの で、同項の規定により通知します。

記

監査委員より勧告のあった高羽財産区管理会から団体 I への団体助成金の使途の確認に関して、令和5年度団体助成金の適正な執行状況の確認と報告を、高羽財産区管理会に求めていたが、令和6年9月30日付けで、団体 I の当該年度の決算資料(支出の部)及び証憑類の確認を行い、団体助成金を財源とする事業において適正に執行されていたことが確認できた旨の報告を受けた。よって、これを同年10月8日高羽財産区管理会事務所(高羽会館)に赴き、決算資料及び証憑類の突き合せ(領収書の確認含む)を行い、団体助成金を財源とすることが適切でない支出については除外するよう指摘し、これを修正したものを確認した。

また、令和6年度団体助成金についても、令和5年度同様の使途及び予算額で団体 I が使用予定であることを確認した旨の報告を受け、これも同年10月8日に同事務所にて確認した。

これにより、双方が①神戸市との一体性を損なっていないか、②管理上必要な限度での補助か、③住民に分配をしていないかの視点をもって確認しており、高羽財産区管理会から団体 I への団体助成金に係る収支予算及び事業内容等を確認する仕組みが構築できた。なお、市内の他の財産区管理会においても地域団体等への団体助成が行われていることから、その適正な執行状況を確認する仕組みの構築についても、引き続き検討を進めていく。